

平成30年4月18日

ものづくり補助金の申請を予定している事業者の皆様

山形県地域事務局  
(山形県中小企業団体中央会)

平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業  
計画書作成の留意点について

ものづくり補助金におきましては、平成30年2月28日に公募を開始し、申請書を提出される事業者も増えてきておりますが、事業計画書「(4) 事業の具体的な内容」にあります「会社全体の事業計画」において、注記(※)の解釈が異なるケースが見られます。

内容としては、※1の「直近期末」は補助金事業実施の前年度期末決算(実績又は見込み)、「1年後(補助金事業実施年度末)」は、直近期末の1年後で補助金事業実施を実施した年度の決算(計画)を指しますので、改めてご留意賜りますようお願い申し上げます。

本事業において、事業を開始できるのは、事業が採択された後に補助金交付申請を行い、その交付決定通知を受けた後となり、本事業の採択公表は6月中を目途としております。

例えば、6月決算の事業者において、決算が確定しているのは、29年6月期ですが、1年後の30年6月期にはまだ事業を実施しておりません。事業実施は、31年6月期になると思われます。

したがって、この場合の「直近期末」は30年6月期の見込みを記入していただくこととなります。

また、この「会社全体の事業計画」については、公募要領28ページに記載のある審査項目の「(3) 事業化面④」の判断資料となっておりますことを申し添えます。